平成２３年（フ）第５５８３号
大阪府東大阪市今米１丁目９番14号
債務者　延原　真幸
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５８５号
大阪府豊中市豊南町南４丁目１番12号、住民票上の住所大阪府豊中市小曽根２丁目18番６号
債務者　尾嵜　輝久
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５８６号
大阪府寝屋川市黒原新町４番44号
債務者　藤川絵里香（旧姓川俣・白川）
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９３号
長崎県大村市岩松町934番地１　アドニスＩ202、旧住所長崎県大村市中里町1269番地４
債務者　栁迫　裕美（旧姓中尾）
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第９９号
長崎県諫早市高来町下与631番地12、旧住所長崎県諫早市幸町323番地
債務者　下元　里美
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１１１号
長崎県大村市久原１丁目３番地21、旧住所長崎市晴海台町54番地12
債務者　瀬尾　夏生
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
長崎県諫早市幸町64番１号　シティライフ幸Ｂ101、前住所長崎県諫早市飯盛町平古場388番地41サンライズヒルいいもり202号
債務者　林田　　学
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第２１４号
釧路市桜ケ岡７丁目31番７号
債務者　岡野　裕子
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月12日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１７９９号
横浜市港北区大倉山５丁目39番７号
債務者　佐野　誠博
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０１６号
横浜市金沢区柴町377番地５　Ｓａｉｔａ101号
債務者　深瀬　信子
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１４６号
横浜市旭区鶴ケ峰本町１丁目26番13―602号
債務者　須藤　芳秋
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１５３号
神奈川県大和市上草柳８丁目18番１号　田平荘201
債務者　小野　英央
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１５７号
横浜市旭区白根１丁目２番Ｅ―108号
債務者　太田　紘貴
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４５８号
静岡県榛原郡川根本町地名185番地の５
債務者　植田　弘昭
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４８０号
静岡市清水区大坪１丁目８番34号
債務者　田中　　豊
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４６６号
静岡県藤枝市瀬古２丁目18番28号　ティファニーM103号
債務者　榊原　　弘
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部